

令和6年12月5日

部課名 島根県土木部技術管理課

担当者 中島、森山

電 話 0852-22-6198

島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領の改定について

島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の発注する建設工事関連業務委託（業務の種類が、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタントであるものをいう。以下「業務委託」という。）に係る入札で適用している低入札調査を行う基準価格について、令和7年1月1日以降に入札公告等する業務委託から下記のとおり算入率を改定します。

なお、本要領の算入率を準用している最低制限価格についても同様です。

記

1. 改定要旨

- 1) 国土交通省の改定に即した改定
- 2) これまで適用を分けていた算入率を統合
- 3) そのほか字句の追加及び訂正
- 4) 詳細は別紙参照

島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領の改定について

総務部
防災部
農林水産部
土木部

1. 主な改定内容

以下の理由により標記要領の低入札基準価格算定基準を変更する。

業務の更なる品質確保に向けて、業務区分における低入札調査を行う基準価格算定のための算入率を変更する。

改定							現行						
別表 1 (改定前の別表 1 と別表 2 を統合)							別表 1 「島根県建設コンサルタント業務等の総合評価方式試行要領」によるもの						
調査基準価格算定基準	業務区分	項目①	項目②	項目③	項目④	基準価格	低入札基準価格算定基準	業務区分	項目①	項目②	項目③	項目④	基準価格
	測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の50%	①～④の合計額(※)		測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の48%	①～④の合計額(※)
	地質調査業務(一般調査業務)	直接調査費の額	間接調査費の額	—	諸経費の50%	①～④の合計額(※)		地質調査業務(一般調査業務)	直接調査費の額	間接調査費の額	—	諸経費の48%	①～④の合計額(※)
	地質調査業務(解析等調査業務)	直接人費の額	直接経費の額	その他原価の90%	一般管理費等の50%	①～④の合計額(※)		地質調査業務(解析等調査業務)	直接人費の額	直接経費の額	その他原価の90%	一般管理費等の48%	①～④の合計額(※)
	土木コンサルタント業務	直接人費の額	直接経費の額	その他原価の90%	一般管理費等の50%	①～④の合計額(※)		土木コンサルタント業務	直接人費の額	直接経費の額	その他原価の90%	一般管理費等の48%	①～④の合計額(※)
	建築コンサルタント業務	直接人費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%	諸経費の60%	①～④の合計額(※)		建築コンサルタント業務	直接人費の額	特別経費の額(適判手数料を除く)	技術経費の60%	諸経費の60%	①～④の合計額(※)
	補償コンサルタント業務	直接人費の額	直接経費の額	その他原価の90%	一般管理費等の50%	①～④の合計額(※)		補償コンサルタント業務	直接人費の額	直接経費の額	その他原価の90%	一般管理費等の45%	①～④の合計額(※)
(※ 概ねの数値)							(※ 概ねの数値)						

・別表 2
(削除)

・別表 2
「別表 1 に該当しないもの」

	業務 区分	項目 ①	項目 ②	項目 ③	項目 ④	基準 価格
低 入 札 基 準 価 格 算 定 基 準	測量業務	直接 測量 費の 額	測 量 調 査 費の 額	—	諸 経 費 の 48%	①～④の 合 計 額 (※)
	地質調査 業務 (一般調 査業務)	直接 調査 費の 額	間 接 調 査 費の 額	—	諸 経 費 の 48%	①～④の 合 計 額 (※)
	地質調査 業務 (解析等 調査業 務)	直接 人件 費の 額	直 接 経 費 の 額	その 他原 価の 75%	一 般 理 等 費 の 48%	①～④の 合 計 額 (※)
	土木コン サルタン ト業務	直接 人件 費の 額	直 接 経 費 の 額	その 他原 価の 75%	一 般 理 等 費 の 48%	①～④の 合 計 額 (※)
	建築コン サルタン ト業務	直接 人件 費の 額	特 別 経 費 の 額 (適 手 料 除 く)	技 術 経 費 の 50%	諸 経 費 の 60%	①～④の 合 計 額 (※)
	補償コン サルタン ト業務	直接 人件 費の 額	直 接 経 費 の 額	その 他原 価の 75%	一 般 理 等 費 の 45%	①～④の 合 計 額 (※)

(※ 概ねの数値)

2. 適用

令和 7 年 1 月 1 日以降に入札公告及び指名通知を行う業務委託から適用する。

3. その他

最低制限価格の算出についても本要領別表 1 により算定し、適用は上記「2. 適用」と同様とする。